

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 利益相反申告規程

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）倫理規程第6条第2項に定める「利益相反に該当する事項」についての役員の自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、本会と当該役員との利益が相反する可能性を生じたときは、遅滞なく事務局長に書面で申告しなければならない。

2 理事である事務局長が前項の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

(申告後の対応)

第4条 前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を行った上、理事長又は監事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第2項に規定する場合、申告を受けた理事長は申告内容の確認を行った上、必要に応じ、速やかに当該事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局で管理するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月13日から施行する。